

令和6年度経営継承・発展等支援事業説明会の質疑応答集

I 補助対象者の要件

- 先代が中心経営体等であるという要件について、①地域計画のうち目標地図に位置付けられた者、②実質化された人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられている者、③市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者のすべてを満たしている必要があるでしょうか。
 - ①～③いずれかを満たした者を中心経営体等としております。

- 応募時点で後継者は中心経営体等である必要はないという理解でよいでしょうか。
 - 後継者は応募時点で中心経営体等である必要はありません。

- 先代が中心経営体等であるという要件について、市街化区域内の農業者でも、市町村が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者等であれば、要件を満たすと考えてよいでしょうか。
 - 市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた認定農業者又は認定農業者に準ずる者であれば要件を満たします。

- 先代事業者が市内在住、後継者が市外在住の場合、先代事業者在住の市で申請するのは問題ないでしょうか。
 - 後継者が先代事業者から経営を継承し、営農を行う市町村で申請するのが妥当と考えます。

- 先代事業者が亡くなり経営継承をした場合でも、令和5年1月1日以降であり、従前に農業経営を主宰していなければ、対象となりますか。
 - 令和5年1月1日から経営発展計画の提出時まで中心経営体等である先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けており、その他の対象要件を満たす場合は対象となります。なお、被相続人の死亡後一カ月以内に、事業を承継した相続人は開業届を管轄の税務署に提出することになっておりますので、ご注意ください。

- 継承時点の所得税青色申告決算書が必須書類ですが、先代事業者が白色申告者の場合は補助対象要件を満たしませんか。
 - 先代が白色申告者でも補助対象となり得ますので、その場合は、白色申告の収支内訳書をご提出ください。

- 青色申告者である等の後継者の要件は申請時点ですべて満たす必要がありますか。
 - 定義している補助対象者要件は、応募時点ですべて満たしている必要があります。

II 経営発展計画

- 配分基準表の「6 就業環境の改善の取組」について、繁閑期によらず、通年で労働時間 1 日 8 時間、週 40 時間以内を厳守するのは難しいと思われるが、一定の期間のみ規定することでは認められないですか。
 - 労働基準法の適用除外事項を就業規則等で定めていることを評価する観点から、年間を通じて、規定されていない場合は、加点対象とはなりません。
- 配分基準表の「6 就業環境の改善の取組」について、家族経営協定への記載でもよろしいですか。
 - 就業規則等に含めますので、遵守されるならば家族経営協定に記載されている場合も対象となります。
- 配分基準表の「9 経営発展の取組」の「e 就業規則の策定」について、専門家から助言を受けて作成するのではなく、作成代行を予定しているが、その費用は委託費か謝金どちらに該当するでしょうか。
 - 助言を受けて自ら作成した場合は謝金、作成を委託した場合は委託費が適当です。
- 補助対象経費の謝金の支出基準に関して、公募要領の参考資料で分野別職位ごとに国の標準単価を示していますが、社会保険労務士への謝金はどの分野を参考にすればよいでしょうか。
 - 公募要領の参考資料(P25)で示した謝金の支出基準における民間の欄を参考にしてください。
- 経営継承と同時に法人化した経営体について、発展計画の申請者欄は法人、先代欄は先代の個人名を記載するという認識でよいでしょうか。
 - 先代欄は先代の個人名、申請者は法人名で記載願います。
- 経営継承した年に園芸施設等を新設した場合などで、減価償却費が大きくなる等、付加価値額が平年と大きく異なることがあります。補正はできるでしょうか。
 - 災害減収があった場合は、前年度の値を使うことを許容していますが、それ以外の理由の場合は、継承時点の値を用いていただくことしております。

Ⅲ 環境負荷低減のクロスコンプライアンス関係

- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートは、申請時にすべての項目にチェックをつける必要がありますか。もしならかの理由でチェックができない場合、応募はできないでしょうか。
 - 様式の注書きで「『該当しない』場合にはチェックしてください」とある項目以外は、すべてチェックいただく必要があります。
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの取り組み内容の確認は、どのように行われるでしょうか。
 - チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で採択手続き時にご提出いただき、実績報告時に取り組み状況を申請者自身でご確認ください。
- 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートの実績の報告はいつ行うのですか。
 - 今年度は実績報告時の提出は不要としております。

Ⅳ 申請手続き

- 提案書の提出は MO（光磁気ディスク）でも構わないですか。
 - 事務局で読み取れないため、CD や USB メモリなどをご利用ください。
- 複数の応募者が見込まれる場合、採択後に予算措置をすることで問題ないでしょうか。
 - 採択後に必ず予算措置いただける場合は、応募可能です。
- 「地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた事由書」には市町村長名や公印、日付などは必要ないでしょうか。
 - 市町村長名の文書とし、押印等は自治体ごとのルールに則って作成ください。
- 個人事業者で後継者の開業日と先代の廃業日に多少日時が空いていても問題ないですか。
 - 後継者が開業日以前に経営を主宰している場合は、要件不適合となる可能性があります、ご指摘のケースがありましたら個別にご相談ください。
- 家族経営協定は、公募開始以降に締結しても対象になりますでしょうか。
 - 応募までに締結されていれば問題ありません。

V 補助対象者の公募・審査・採択

- 配分基準表に基づくポイントについて、目安として何ポイント程度の水準であれば採択がなされるか、差支えなければ過去の実績等によりご教示いただければ幸いです。
 - 採択の際のポイント水準は、公募の際の応募件数や、応募者の取組内容などの違いから、公募ごとに異なるため、一概には採択の水準を示すことはできません。

- 今回の1次公募の交付決定のおおよその時期がわかれば教えてください。
 - 1次公募は8月下旬の交付決定を予定しています。

- 2次公募の見込みを教えてください。
 - 秋頃に公募を行い、12月中には交付決定のスケジュールで検討しています。

- 成果目標を達成できなかった場合のペナルティ等がありますか。
 - 特にペナルティの措置は設けておりませんが、各市町村は、目標年度まで毎年度末に助成対象者から提出される事業実施状況報告を確認し、必要に応じて助成対象者に対して指導を行うこととなり、目標の達成が図られるよう取り組んでいただく必要があります。目標年度に目標が未達成の場合にはその理由を事業実施状況報告及び評価報告に詳細に記載いただき、その後も経営発展が実現できるよう、引き続きフォローいただくようお願いいたします。

- 補助対象経費であれば、100%補助という認識でよいでしょうか。
 - 本事業の補助上限は助成対象者一人当たり100万円（国50万円、市町村50万円）になります。